

兵庫県内（加東市・小野市以外）の広域的予防接種制度が 利用できる医療機関で予防接種を希望する方へ

申請する前にご確認下さい

予防接種は、原則として、住民票所在地の医療機関で受けることとなっています。「かかりつけ医が市外の医療機関である」「通院・入院」「里帰り」等のやむを得ない理由により、加東市・小野市以外の兵庫県内の広域的予防接種協力医療機関で定期予防接種を希望する方は、事前に申請をしていただく必要があります。

手続き前に予防接種を受けた場合、定期予防接種として取り扱いできないため、接種費用が自己負担となり、健康被害があった時の補償内容も変わります。

申請方法

電子申請

以下のQRコードから申請して下さい。



紙での申請

・子どもの予防接種

「広域的予防接種申込書」に必要事項をご記入のうえ、**母子健康手帳の写し（予防接種のページ）**を添付して、健康課に提出してください。

・成人の予防接種

「広域的予防接種申込書」に必要事項をご記入のうえ、**年齢及び市内在住が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し**を添付して、健康課に提出してください。

申請後の流れ

加東市

健康課が予防接種に関する連絡書と請求書を発行

接種を
受ける人

予防接種に関する**連絡書、請求書、予診票**

+

年齢及び市内在住が確認できるもの

(マイナンバーカード等)

+

母子手帳（子どもの予防接種のみ）

を持って医療機関に行く

注意事項

- ① 予防接種を受けられた後に、申し込むことはできません。
- ② 申し込み後、予防接種に関する連絡書等を送付するまで**2週間程度**かかりますので、接種日が決まっている場合は早めにお申し込みください。
- ③ 「予防接種に関する連絡書」の発行をもって、承認とします。
- ④ 予防接種に関する連絡書の**有効期間は年度末まで**となっています。
- ⑤ 住所、医療機関等の変更がある場合は再度申請が必要になります。
- ⑥ 接種を希望する医療機関によっては、自己負担額が発生することがあります。